

少第 373 号
平成 24 年 12 月 13 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動実施要領の制定について（通達）

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動については、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進について」（平成 23 年 2 月 15 日付け少第 115 号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、所要の見直しを行い、別添のとおり「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動実施要領」を制定し、平成 24 年 12 月 13 日から適用することとしたので、その適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動実施要領

1 連絡対象少年への連絡

(1) 連絡対象少年の選定

警察署長は、管轄区域内に居住しており、かつ、過去に非行少年として取扱いのあった少年について、少年カードの内容や少年審判規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 33 号）第 5 条第 1 項等により通知される少年事件の処分結果等を活用し、

- ・当該少年の非行歴・補導歴
- ・保護者の監護能力その他の家庭環境
- ・就学・就労状況、交友関係その他の周囲の環境
- ・警察として把握している範囲の当該少年の近況

等を総合的に勘案した上で、周囲の環境や自身に問題を抱え非行に走りかねない状態にあると認められる少年（少年審判手続中又は保護処分中であることが判明している少年を除く。以下「連絡対象少年」という。）を連絡対象として選定すること。

また、連絡対象少年の選定に当たっては、管轄区域内における少年非行の状況、再非行者数、警察署の体制等を踏まえ、できる限り多くの少年を選定するものとし、特に、不良交友関係が非行の要因と認められる少年、短期間に非行等を繰り返している少年、保護者の監護がほとんど期待できない少年等、非行に走る可能性がより高いと認められる少年が選定から漏れることのないようにすること。

新たな連絡対象少年の選定は、随時行うとともに、選定する際には少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。

なお、選定する連絡対象少年には、家庭裁判所の終局決定（以下「決定」という。）後の少年が含まれることとなる。家庭裁判所においては、決定を行う際には、それまでの間の一切の事情を考慮していることから、決定後の少年を連絡対象少年として選定する場合は、決定後の新たな事情、例えば、審判不開始決定後、深夜はいかい等による街頭補導が繰り返されるようになった場合や、不処分決定後、保護者の指導に従わず非行集団との交友関係が再開された場合等の事情を勘案して選定することとなる。

(2) 連絡の実施

ア 連絡担当職員

警察署長は、原則として捜査・調査等を通じて当該少年や保護者との信頼関係がある職員に連絡を行わせるものとする。少年警察部門以外の職員が捜査・調査等を行った場合は、当該職員に協力させるとともに、他の所属の職員が捜査・調査等を行った場合は、当該所属の長を通じて協力を要請すること。ただし、当該職員が既に捜査・調査時の所属とは異なる所属に異動しているなどの理由で連絡することが

困難な場合は、適切な職員を指定し、必要な情報について確実な引継ぎを行わせる上で連絡を行わせること。

イ 連絡の実施及び保護者からの同意の獲得

アにより連絡対象少年に連絡を行う職員（以下「連絡担当職員」という。）は、原則としてまず連絡対象少年の保護者、次に少年に対し、電話、訪問、手紙等の方法で連絡し、当該少年の近況を確認するものとする。近況の確認等を通じて、少年が周囲の環境や自身に問題を抱え非行に走りかねない状態にあり、立ち直りのための支援活動（以下「支援活動」という。）を必要としているか否かを判断し、支援活動が必要と認められた場合には、保護者及び少年に対し、本活動の趣旨及び必要性等を説明するとともに、警察の支援を申し出て、保護者の同意を求めること。

警察署長は、連絡担当職員による連絡状況を確実に把握し、少年事件選別主任者の意見を聴きつつ、適切な連絡がなされるよう必要な指示等を行うこと。

また、支援活動が必要であることは明らかであるものの、保護者が警察の支援を求めないような場合には、改めて連絡を行うほか、当該少年が通学する学校の教員等、保護者に影響力のある者に協力を得るなどの方法により、保護者の理解の促進と支援活動への同意の獲得に努めること。

ウ 連絡対象外と判明した少年への対応

連絡担当職員は、近況を確認した時点で、連絡対象少年が既に立ち直っている場合であっても、保護者から支援の求めがあるときは、継続補導の対象とするものとする。

また、連絡対象少年が保護観察中又は児童福祉施設入所中であることが判明した場合であっても、保護者から支援の求めがあるときは、保護観察所又は児童福祉施設の長（以下「保護観察所長等」という。）に対し、本活動の趣旨及び保護者が支援を求めていることを連絡して調整を図った上、保護観察所長等から協力要請があった場合に限り、支援活動を行うものとする。保護観察所長等との調整の結果については、確実に保護者に連絡すること。

なお、保護観察所長等との調整は本部少年課において実施するので、その都度報告すること。

2 支援対象少年に対する立ち直り支援活動

(1) 支援活動の開始

ア 支援担当職員

連絡対象少年のうち、1(2)イにより、保護者から支援に係る同意があった少年（以下「支援対象少年」という。）に対して支援活動を行うものとし、少年に対する支援活動を中心となって行う職員（以下「支援担当職員」という。）には、原則として連絡担当職員を充てるものとする。

連絡担当職員が少年警察部門以外の職員や少年の居住地を管轄する警察署以外の

所属の職員である場合には、少年の居住地を管轄する警察署の少年警察部門の職員が連絡担当職員に代わって支援担当職員として支援活動を行うものとする。

警察署長は、支援担当職員の支援状況について管理を徹底し、支援活動の推進状況に応じて、少年補導職員等を支援担当職員の補助者として運用すること。

また、支援担当職員が異動等により交代することが事前に見込まれる場合には、補助者を定めて運用するなど、支援活動に間隙を生じないように努めること。

なお、少年警察部門の職員が連絡担当職員に代わって支援担当職員として支援活動を行う場合又は支援担当職員が異動等により交代する場合は、確実な引継ぎがなされるよう必要な指示等を行うとともに、以後の支援活動が円滑に行えるよう必要な調整を図ること。

イ 立ち直り支援活動簿による記録等

支援担当職員が支援活動を開始しようとするときは、別記様式の立ち直り支援活動簿（以下「活動簿」という。）により警察署長に報告の上、必要な指示等を受けること。

なお、従来から行っている継続補導や被害少年に対する継続支援等について、活動簿に活動状況を記録することとして差し支えない。

(2) 支援活動の内容

ア 目標の設定

支援担当職員は、支援対象少年が抱える問題を一定程度把握した段階において、支援対象少年及び保護者とも相談の上、立ち直りの目標を設定し、活動簿に記載すること。

当該目標は、個々の少年の状況に応じ、真に支援対象少年の立ち直りに資する目標を設定することとし、おおむね半年ごとに目標の達成状況及び当該少年の改善状況を踏まえ、必要に応じて目標の修正、変更、追加等を行うこと。

イ 支援活動の実施

支援担当職員は、継続的に支援対象少年及び保護者と連絡を取り、相互の信頼関係を構築していく中で、悩みを聞いたり、求めに応じて指導・助言を行うものとし、月数回以上の実施に努めること。

なお、支援対象少年に連絡等を行う場合は、当該少年の就学・就労状況を踏まえた上で、あらかじめ支援対象少年との話し合いにより、連絡手段（電話、手紙等）、連絡（面接）時間、面接場所等のルールを定めておくなど、支援対象少年との連絡が円滑に行われるよう努めるとともに、面接を行う場合には、当該少年が面接しやすい時間、場所を選定するよう配慮すること。

また、就学・就労の支援や社会奉仕体験活動、スポーツ活動、農業体験活動等（以下「各種体験活動等」という。）への参加は少年を取り巻く絆を強化する手段として効果が認められることから、できる限り、個々の少年の状況に応じた各種体験活

動等の実施に努めること。

なお、各種体験活動等を行うに当たっては、支援対象少年の保護者、友人等にも参加を求めるなど、支援対象少年が参加しやすいよう工夫すること。

支援担当職員は、頻度、方法等を検討して、これらの活動を計画的に実施するものとし、支援対象少年及び保護者への連絡・面接状況、各種体験活動等への参加状況その他特異な状況等について、その都度、活動簿に記載し、警察署長に報告の上、必要な指示等を受けること。

(3) 支援活動の終了

警察署長は、2(2)アで設定した目標の達成状況、不良交友関係の解消の有無、就学・就労の状況、家庭、学校、交友その他の環境の改善状況等を総合的に勘案し、当該少年に対して支援対象少年としての支援活動を更に継続する必要がないと認められる場合には、当該少年及び保護者にその旨を説明した上で支援活動を終了するものとする。ただし、当該少年及び保護者から引き続き支援を求められたときは、継続補導の対象とするものとする。

また、支援対象少年が再び非行により検挙等された場合、保護者が何らかの理由で支援の継続を断った場合等は、支援活動を打ち切るものとする。

なお、支援担当職員は、支援終了までの経緯等を活動簿に記載すること。

3 支援活動の円滑な実施に向けた環境づくり

(1) 検挙、補導時等における説明等の実施

少年を検挙、補導した際には、取調べ担当者等から少年及び保護者に対して警察が行っている支援活動の内容や家庭裁判所等の決定後に連絡する場合があることなどを説明するとともに、その実施状況を少年事件選別主任者等が確認するなどして、確実な実施を図ること。

また、支援活動について適時適切な広報に努め、少年や保護者が警察の活動を理解し、支援を求めやすい環境づくりに努めること。

(2) 警察署における確実な検挙状況等の把握

連絡対象少年の選定を適切に行うためには、各警察署において、管轄区域内に居住する少年の検挙状況等を確実に把握する必要があることから、少年を検挙した所属は、当該少年が管轄区域外に居住している場合には、当該少年の居住地を管轄する警察署に対し、速やかに少年カードを作成して送付すること。

また、少年事件の処分結果を速やかに少年の居住地を管轄する警察署に通知すること。

(3) 集団的不良交友関係に係る情報の活用

少年の立ち直りを図る上で、不良交友関係が大きな阻害要因となっていることから、「集団的不良交友関係の解消を通じた立ち直り支援活動等の一層の推進について」（平成24年3月28日付け少第101号ほか）等に基づき把握された集団的不良交

友関係の情報についての的確な分析を行い、連絡対象少年の選定や支援活動等を実施する上で活用すること。

(4) 支援対象少年等に関する情報等の把握と活用

支援担当職員は、支援活動中、支援対象少年の生活状況、就学・就労状況、不良行為による補導状況等の把握に努めるとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、学校を始めとする関係機関等が把握している当該支援対象少年に関する情報の入手に努め、タイミングの良い連絡等による指導・助言を行うなど、効果的な支援活動の実施に努めること。

また、支援活動の成否は、保護者の監護能力や家庭環境に左右される場合が多いことから、保護者に関する情報の把握にも努め、必要に応じて保護者に対する面接等による指導・助言を行うこと。

なお、支援活動中に支援対象少年が犯罪少年、^く犯少年等に当たると思料したときには、遅滞なく必要な捜査・調査、関係機関への送致等を行うこと。

4 少年警察ボランティア等と連携した効果的な支援活動の推進

(1) 各種体験活動等実施時における少年警察ボランティア等との連携

各種体験活動等は、周囲の人々とのつながりの中で少年たちに自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験をさせることを通じて絆を実感させることにより、少年たちの心のよりどころとなる新たな「居場所」を作るものであることから、少年警察ボランティア等の各種体験活動等への積極的な参画を促進するとともに、地域住民等を巻き込んだ活動の実施に努めること。

なお、各種体験活動等を少年警察ボランティア、地域住民等と協働して実施するに当たっては、支援対象少年及び保護者に係る個人情報について、本人の同意を得てから少年警察ボランティア等に伝えるようにし、また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すること。

(2) 大学生ボランティアの裾野拡大・活性化

支援対象少年と年齢が近く少年の気持ち、言葉を理解できる大学生ボランティアは、スポーツ活動や学習支援等の支援活動を積極的、効果的に推進することができ、また、男子学生にあっては、深夜時間帯における街頭補導なども期待できることから、大学生ボランティアの拡充に向けて、大学等に対する協力依頼を年間を通じて強化すること。

また、大学生ボランティアの拡充に当たっては、募集用ポスター・リーフレット等を有効に活用するとともに、大学生ボランティア相互の意見交換等による意識の向上、大学生ボランティアによる効果的な活動に必要な知識・技能の習得等を図るための研修の実施に努めること。

(3) 企業等に対する積極的な情報発信による立ち直り支援への理解・協力の促進

支援対象少年に対する就労支援や生産体験活動等の立ち直り支援活動を推進する上

で、企業等の参加・協力を得ることがより効果的であることを踏まえて、企業等に対して、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信を行うとともに、警察が行っている支援活動の意義について、具体的な活動内容や支援対象少年の立ち直り事例の紹介等を通じて、感銘力のある情報発信を行い、企業等の理解や参加・協力の促進を図ること。

5 関係機関等との連携の強化

(1) 少年サポートチームの設置による効果的な支援活動の実施

支援対象少年の立ち直りを図る上では、子ども相談センター、学校等の関係機関・団体が当該少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームの活用が効果的であることから、その積極的な設置に努めること。

(2) ハローワーク等との連携強化による就労支援の推進

支援活動として就労支援を行うに当たっては、ハローワーク等との連携を強化して積極的に就労支援を行うこと。

6 報告

支援活動の推進状況を「活動簿」の写しにより、毎月5日までに本部少年サポートセンターへ報告すること。

また、連絡対象少年に連絡を実施したが、何らかの理由により支援活動に至らなかった場合であっても、活動簿に支援活動に至らなかった理由等を記載の上報告すること。

附 則（平成24年12月13日付け少第373号）

この要領は、平成24年12月13日から運用する。

別記様式

立 ち 直 り 支 援 活 動 簿

開始年月日	年 月 日	終了年月日	年 月 日		
担当者	所属 階級(職名) 氏名				
対 象 少 年	種別	1 少年相談 2 警察からの連絡 3 ぐ 犯 4 触 法 5 不良行為 6 その他()			
	ふりがな 氏 名	年 月 日生(歳)			
	性別	男・女			
	住居	電話番号			
	学校又は 勤務先	(勤務先電話)			
家 族 構 成	氏 名	年齢	続柄	職業・学校	住 所

同意を得た保護者		氏名	意見		
非 非 行 行 の 歴 概 等 要					
交 友 関 係					
立ち直り支援を 必要とする理由					
目標設定					
解除の理由					
その他 参考事項					

- 1 「種別」欄の「2 警察からの連絡」は、過去に非行少年として取り扱った少年について、警察から連絡をとり、立ち直り支援の対象としたことをいう。
- 2 連絡対象少年に連絡を実施したが支援に至らなかった場合は、その理由、保護者等の言動を裏面に記載する。

